

北海道文教大学研究倫理委員会規程

(平成26年10月16日 則 第5号)

(目的)

第1条 この規程は、北海道文教大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に基づき、北海道文教大学（以下「本学」という。）の教員等が行う研究活動に関する研究倫理に関し必要な事項を定めることにより、本学における学術研究の適正な推進を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的のため、研究倫理規程第15条第4項の規定に基づき、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 大学院研究科長
- (4) 各学科から選出された者 各1名
- (5) その他、学長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、副学長または人間科学部長をもって充てる。

3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(専門委員の委嘱)

第4条 委員長は、審議内容の専門的事項に関して、必要に応じて専門委員を委嘱することができる。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理規程に定める研究倫理の基本理念、研究者の倫理規範及び研究に係る本学の諸規程等に反する行為が生じるおそれがある場合又は反する行為が生じた場合の審査
- (2) 次条第1項各号に規定する申出等のうち、審議が必要と認められる事項
- (3) 研究倫理に関する学長からの諮問事項
- (4) その他、研究倫理に関する事項

2 委員会は委員総数の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決す

- る。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、第1項第1号及び第2号に規定する審議を行ったときは、その結果を速やかに学長に報告し、必要があると認めるときは、適切な措置をとるよう求めるものとする。
 - 4 公的研究費等に係る不正行為に関する対応については、別に定める「北海道文教大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」による。
 - 5 本学における研究活動に関して、研究倫理上の判断を必要とする研究等について、その実施責任者から申請があった実施計画等(成果の公表等を含む。)の審査のため、北海道文教大学研究倫理審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
 - 6 前項に基づき設置される審査委員会に関する事項は、別に定める。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、次に掲げる申出等を受け付け、適切に対応する。

- (1) 研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者等からの苦情及び相談
 - (2) 研究倫理規程に係る不正等の申立て及び情報提供
 - (3) この規程に関する相談、照会等
- 2 委員会は、相当の信頼性のある情報に基づき、研究倫理規程等に反する行為があると疑われる場合は、前条第1項第1号に準じて審査を行うものとする。
 - 3 委員会は、研究者の研究倫理意識を高めるために必要な、啓発活動及び倫理教育を実施する。

(申出等の窓口・取扱い)

第7条 何人も、前条第1項各号に規定する申出等ができるものとし、受け付ける窓口を大学評価・IR推進部大学評価・IR推進課に設置する。

- 2 前条第1項第1号及び第2号に掲げる申出等を行った者に対して、単に申出等をしたことを理由に解雇、減給、降格その他不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、申出者が悪意に基づく申出等を行った場合は、この限りでない。
- 3 被申出者に対して、相当な理由なしに、単に申出等がなされたことのみをもって、被申出者の研究活動を部分的若しくは全面的に禁止し、又は解雇、減給、降格その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(委員会による調査)

第8条 委員会は、第6条第1項第1号及び第2号に規定する審議を行うにあたり、関係する資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を、調査対象者及び関係者並びに調査協力者に対して求めることができる。

- 2 調査においては、事実に基づき、公平不偏にこれを実施し、調査対象者には、公正

な聴聞、弁明又は反論の機会を提供するものとする。

3 第1項による資料等の提出に当たり、本来存在すべき基本的な要素の不足により、本学研究倫理規程第8条第3項に規定する特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は、特定不正行為と認定される。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合はこの限りでない。

(1) 災害など、被通報者の責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合

(2) 各種資料等の不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は被通報者が所属する、若しくは通報に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合

4 委員会は、委員会に情報を提供した者が、悪意をもって虚偽の情報を提供したと認められる場合は、その旨を学長に報告し、必要があると認めるときは、適切な措置をとるよう求めるものとする。

(事務の所管)

第9条 委員会に関する庶務は、事務局関係各課の協力の下で大学評価・IR推進部大学評価・IR推進課が処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月16日から施行する。
- 2 北海道文教大学人間科学部教育と研究に関する倫理審査委員会規程(平成15年12月24日則第24号)は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月15日から施行する。